○関東地方整備局告示第二百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
前橋市田口町字下田尻一二二番一から渋川市半田字向畑一七五〇番一まで	前 BA	九・〇〇～五四・〇〇	三・八〇〇キロメートル
	後 BA	二五・五〇～一三五・〇〇 九・〇〇～五四・〇〇 二五・五〇～一三五・〇〇	四・〇三七 三・八〇〇 四・〇三七

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
渋川市中村字久保田一二九番五から同市金井字田中七六七番一まで	前 BA	一三・二〇～六四・四〇	三・七六四キロメートル
	後 BA B・C	一七・四二～一三六・〇六 一三・二〇～六四・四〇 一七・四二～一三六・〇六	〇・七三八 三・七六四 〇・九五八

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
市川市田尻一丁目四二四番八から同市田尻二丁目一三四番三まで	前	一五六・五六～一七八・二六
	後	一六六・九四～一八三・六七

〇・〇二九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高四丁目四二三番一地先から同市鬼高三丁目七六一番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月十五日

○北陸地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十五日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	敷地の幅員延長（メートル）
輪島市三井町本江五二番一から同市三井町小泉卯五番まで	三〇・〇〇～一六九・〇〇

三・六四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	堤　純次
変更後	—

(2) 変更年月日　平成二十四年六月二十五日

四(1) 役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	山端　和幸

(2) 変更年月日　平成二十四年六月二十六日

○近畿地方整備局告示第百六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人なら建築住宅センター